

平日

ご希望の場所へ
出張します！！

きりこちゃん



対象団体

- 三次市内に事業所や事務所を置く**企業等**
- 三次市内で活動する**団体等**

写真撮影
無料

申請者は
5名以上

カードは
郵便受取

マイナンバーカード出張申請サポート

市職員が市内の企業や地域団体等を訪問し、無料で申請写真の撮影を行う等、マイナンバーカードの申請を受け付けます。申請の1か月半から2か月後、申請者のご自宅（住民票の住所）にマイナンバーカードを郵送します。

- ・実施日時は**平日（祝日を除く）の10時からと14時から**です。（1団体2時間程度）
- ・当日は申請者ご本人（15歳未満の方及び成年被後見人の方は法定代理人とともに）が会場にお越しください。

★申込条件★

- ・申請希望者が5名～15名程度見込まれること（最大人数は要相談）
- ・申込団体が申請会場及び机やいすなどの備品や電源を準備できること
- ・申請者の氏名・住所・生年月日を記入した「マイナンバーカード申請者名簿」を事前に提出できること
- ・受付当日の申請者への案内や誘導を申込団体が行うこと
- ・申請日時、会場、必要な書類、申請いただける方の条件を申込団体が周知すること

STEP1：事前の手続き

- ・実施希望日の15日前までに「マイナンバーカード出張申請サポート申込書」を市民課に電子メール、FAX、郵送または窓口に提出
- ・日程調整及び「マイナンバーカード申請者名簿」の提出
- ◎申込書は市ホームページから印刷できます！

STEP2：当日の流れ

- ・市職員が指定する会場に出張し、「本人確認」「必要書類の確認」「写真撮影」等を行います。
- ・暗証番号設定依頼書等の提出用紙に記入していただきます。

STEP3：交付方法

- ・発行されたマイナンバーカードは、「本人限定郵便」または「書留郵便」で郵送します。

詳しくは裏面をご覧ください！！



★申請いただける方の条件★

- ・申請者本人が三次市に住民登録がある
- ・マイナンバーカードの交付申請を行っていない
- ・申請者本人（15歳未満の人及び成年被後見人の人は法定代理人とともに）が会場に来ることができること
- ・申請後2か月以内に転出の予定がない
- ・本人限定郵便または書留郵便でマイナンバーカードの受け取りができる

★本人確認書類★

A 運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書・住民基本台帳カード（写真付きに限る） など

※顔写真付、有効期限内のものに限る

B 各種健康保険証・子ども医療費受給者証・介護保険証・基礎年金番号通知書・学生証・社員証・預金通帳・診察券 など

※「氏名+生年月日」または「氏名+住所」の記載のあるもの

★当日持参するもの★

- ① 通知カード（令和2年5月以前に交付を受けている人）
- ② 本人確認書類
A 1点またはB 2点
※通知カードを紛失した方は、A2点またはA1点+B1点
- ③ 個人番号カード交付申請書（お持ちの方のみ）
- ④ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）



★郵便での受け取りについて★

申請の1か月半から2か月後、申請者のご自宅（住民票の住所）にマイナンバーカードを本人限定郵便または書留郵便で送付します。

本人限定郵便は、まず申請者宛に到着通知書が届きます。受け取りは、名あて人に配達または郵便窓口での受け取りのいずれかの方法になり、本人確認書類（運転免許証・保険証等）の提示が必要です。なお、ご本人以外は受け取りできません。また、住民票の住所以外への転送はできません。

郵送での受け取りは、会場が必要書類がそろっていないとできませんのでご注意ください。

★留意事項★

- ・申し込み状況によっては、ご希望の日程で実施できない場合があります。
- ・撮影した写真の印刷やデータのお渡しはできません。
- ・発熱や咳などの風邪症状、体調のすぐれない場合は、来場をご遠慮ください。



【お問い合わせ】

三次市役所 市民課マイナンバーカード交付等特設窓口
〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号
TEL 0824-62-6963 FAX 0824-63-2809
MAIL shimin@city.miyoshi.hiroshima.jp